

## 平成30年12月善通寺市農業委員会次第

日時：平成30年12月20日

場所：善通寺市役所3階大会議室

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 議 事 録 署 名 人 指 名
4. 議 案

議案第1号 農地法第18条第6項貸借解約通知確認の報告について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

5. そ の 他

次回開催 1月24日(木) 13時30分～

現地調査 同 日 9時～

農業相談 同 日 10時～

6. 閉 会

平成30年12月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成30年12月20日（木）13時55分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,  
5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員,  
9 堀家重孝委員, 10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 12  
瀬川治会長職務代理者, 13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 なし
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 参事 大喜多 敬一, 局長 平田 和明, 係長 小林 正季
8. 議案等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について  
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更  
について  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画について

9. 議 事  
局 長

皆様こんにちは。皆さまがお揃いになりましたので、定刻には達していませんが、ただいまより平成30年12月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。まず始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

改めまして皆さんこんにちは。今日は本年最後の定例会ということで、皆様全員の方にお集まりいただきありがとうございます。皆さんにお礼です

が、本年は半年かけての戸別調査の件で皆様にはご苦勞をおかけしました。おかげさまで、だいたい資料の方はそろってきたと思います。今後は事務局の方で、皆様から出していただいたものの集計をして、皆様に何らかのいい方法ができるように集計したいと思います。年が明けましたら、それをもとにして善通寺市の農業の施策を見直していく上での資料にしたいと考えています。それでは、早速ですが、本日は案件がかなりたくさんあります。またこの後、推進委員さんを含めた全員の会もありますので、早速始めて行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

局 長

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては、立石会長、よろしくをお願いします。

会 長

それでは早速議事に入りたいと思いますが、まず、本日の議事録署名人には、第14番の森江委員さんと第2番の川田委員さんの両名、よろしくをお願いします。それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

それでは議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで○件の案件でございます。座って説明をさせていただきます。

番号○ですが、貸人、○○○○様、借人、○○○様、残存小作権の合意による解約の案件でございます。本件の借人である○○氏は○○歳と高齢であり、市内に約○反ほど所有する農地のうち約半分を貸し付けております。本通知にかかる農地は、○○氏の借入地として残っている唯一の農地であり、残存小作権に基づきこれまで耕作をしておりましたが、高齢化に伴う労力不足により、今般借入農地を返還することを決意し、貸人に相談したところ合意が得られたため、合意解約に至ったものであります。本件は、○○○町字○○○○○番○、田、○○○㎡について残存小作権の解約を行うものであり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、

何も問題はないと考えております。なお解約後は、貸人が自作することとであります。

今月は以上の○件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第1号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、議案第1号につきましては、通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

(全委員 異議無し)

会 長

それでは、議案第1号につきましては、受理することに決定いたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてですが、議案書の2ページで○件の案件でございます。

番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人と譲受人は実の○○の関係であります。譲渡人の○○氏は本申請地を昭和○○年○○月に取得しておりますが、その後結婚し、○○町に転出したため、本申請地で農業を行うことは困難な状態であります。本申請地は、譲受人の○○氏が所有する農地に隣接しているため、これまでも譲受人が管理をしている状況でありましたが、市外に居住する譲渡人の○○氏が今後、当該地で農業を行うことは厳しいため、今後の農地の管理について実の○である○○氏に相談していたところ、売買の方向で話がまとまったため、所有権移転の許可申請を行うものであります。本申請は○○○町字○○○○○番○、田、○○㎡について、所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕

作されており、本市内での総経営農地は〇反を超えていることなどから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けするとのことであります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人と譲受人は実の〇〇の関係であります。譲渡人は相続により本申請地を取得しておりますが、譲渡人は〇〇〇〇という仕事の関係で、現在〇〇に居住していることから本市で農業を営むことは困難であります。今後も本市に帰ってきて農業をする予定はないことから、実の〇である譲受人が経営規模拡大のため本申請地を取得し、所有するの近隣の農地と一緒に耕作をしていくことで話がまとまり、所有権移転の許可申請を行うものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、田、〇〇㎡の計〇〇〇〇〇〇〇㎡について、所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、本市内での総経営農地は〇反を超えていることから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けするとのことであります。

次に番号〇ですが、譲渡人、持分〇分の〇、〇〇〇〇〇〇様、持分〇分の〇、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人は相続により平成〇〇年に〇分の〇ずつの持分を設定して本申請地を取得しておりますが、〇名とも県外に住んでいることから、本申請地での農業はできない状況であります。一方譲受人の〇〇氏は住居が〇〇市に近い場所にあることもあり、〇〇市でも農地を耕作しておりまして、本市内で耕作している農地と〇〇市で耕作している農地とあわせて、〇反程度の農地を耕作しております。本申請地は譲受人の住居の隣にあることから、譲受人の〇〇氏にとっては耕作の便が良いこともあり、農地の処分を希望する譲渡人と売買の話がまとまったため、今般所有権移転の許可申請を行うものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡について、所有権移転売買を行うものであります。譲受人が本市内と〇〇市で耕作している経営農地の面積は〇反を超えていることなどから、下

限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

以上〇件、登記地目は田が〇筆、面積は〇〇〇〇〇〇〇㎡の案件であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、〇件の案件でございます。なお、本議案の番号〇ですが、農業委員関係の案件であります。農業委員会等に関する法律、第31条第1項で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。同条第2項で、前項の規定は、部会に準用する。」と規定していることから、議席第〇番の〇〇委員は本件には参与することができませんので、一旦退席していただくこととなります。そのため、議事進行の都合上、議案第3号の番号〇を先にご審議いただきたいと存じます。それでは〇〇委員さんの退席をお願いいたします。

( 〇〇委員退席 14時7分 )

局 長

それでは番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、共同住宅の案件でございます。本件の申請人の〇〇氏は既に〇〇町にて共同住宅を〇件ほど経営しているとのことでありますが、今般〇〇町にて共同住宅の需要があることを耳にしたため、生活資金をさらに安定させるため、本申請に及んだものがあります。規模の妥当性については、既存の共同住宅の空き部屋状況と入居希望者について調査をしたところ、〇〇世帯程度の新規入居が見込まれるとのことであり、既存の共同住宅の規模や駐車場の状況から〇〇〇〇㎡程度が必要であり、本申請地は規模として妥当であるため、計画地として選定したとのことであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡の計〇〇〇〇㎡に共同住宅〇棟〇階建〇〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。なお、本申請地は転用面積が1000㎡を超えているため、都市計画法第29条の開発行為の許可が必要な案件であります。開発許可申請については、現在、土木都市計画課と協議をすすめており、本転用にあたり、書類等の不備もなく、隣接農地関係者との調整も了していることから特に問題は無いと考へます。なお本申請地は本年〇〇月〇に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。〇〇町ですので、藪内委員さんより意見をお聞きします。藪内委員さん、よろしくお願ひします。

藪内委員

はい。12月〇日に推進委員さんも一緒に調査してきましたが、特段問題は無いと思ひます。よろしくご審議お願ひします。

会 長

地元の委員さんは問題ないとのことですが、それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございませうでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

それでは、採決にはいたいと思います。議案第3号の番号〇について賛成の方の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

全員の挙手をいただきまして、議案第3号番号〇については原案のとおり決定したいと思います。それでは、〇〇委員さんに入ってもらってください。

(〇〇委員入室 14時11分)

局 長

それでは番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、宅地拡張で無断転用の案件でございます。本件の申請人の〇〇氏は〇〇町で〇と〇人で暮らしており、市内では借入農地を含めて〇反程度の農地を耕作しております。本申請地が無断転用されてしまった経緯ですが、申請人は平成〇年〇月にトラクターや農機具を入れる納屋が必要になったため、自宅に隣接する本申請地は東側の農道にもすぐに出られることから、農機具の保管には便利であったため、納屋を建築してしまいましたが、農地法を熟知していなかったことから、その際には転用の申請を行わず、現在に至っているものであります。本件は、後に本日の議案第4号の番号〇でお諮りいただく転用の件で相談があった際、本申請地が無断転用にあたることがわかったため、追認の許可申請を行うものであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が宅地の〇〇〇㎡に隣接する同所〇〇〇〇番〇、登記及び現況が宅地の〇〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として、無断転用を是正するための追認の許可申請をするものであります。本申請地には納屋等が平成〇年に建築されており、申請人は農地法を熟知していなかったことから、転用申請の手続きを怠り、現在に至っているわけではありますが、始末書にて反省の念を示していることから許可もやむを得ないと考えます。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、共同住宅の案件でございます。本件の申請人である〇〇氏は現在〇〇歳であります。年齢的に仕事につくことが難しく、また体力的にも農業を継続する自信がないことから、こ

れまで同一世帯や近隣の親族にも所有農地の管理してもらえない人がいないか探していたとのことでありますが、会社等の勤めにでている人ばかりであることから、誰も農地の管理をしてもらえない人はいなかったとのことであります。また農地中間管理機構を通じて誰か借りてもらえる人を探してみましたが、それも不調に終わったとのことであります。そのような事情から、申請人は将来の安定した収入を得るためにアパート経営を計画し、本転用申請を行うものであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇㎡の計〇〇〇㎡に共同住宅〇棟〇階建〇〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。本転用にあたり、書類等の不備もなく、隣接農地関係者との調整も了していることから特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は本年〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、共同住宅の案件でございます。本件の申請人の〇〇氏は現在〇〇歳と高齢ですが、生活資金を安定させるため、共同住宅経営を行いたいと考えていたとのことであります。申請人はアパート経営を始めるにあたり不動産業者の協力も得ながら、付近の共同住宅の空き室状況や入居希望者について調査したところ、〇世帯程度の入居が見込まれると判断できたため、共同住宅の規模及び駐車場として必要とする面積から本申請地は、妥当な面積であったことや小学校や幼稚園等の施設に近いこともあり、共同住宅を建築しても入居が十分に見込まれるため、計画地として選定したとのことであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、〇〇〇㎡に共同住宅〇棟〇階建〇〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。本転用にあたり、書類等の不備もなく、隣接農地関係者との調整も了していることから特に問題は無いと考えます。なお本申請地は本年〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

以上先にご審議いただきましたものも含めると、〇件、登記地目は、田

が〇筆，転用面積は〇〇〇〇㎡の案件であり，県知事へは，許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので，よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございます。ただ今，事務局より説明のありました案件について，地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号〇ですが，〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

瀬川会長職務代理者

はい。12月〇日の日に地元の農業委員，推進委員さんで確認しましたが，別に問題なしということで確認させていただきましたので，よろしく願いします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇と番号〇ですが，〇〇町ですので松本委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

松本委員

〇〇地区農業委員，推進委員〇名で12月〇日に現地調査を実施いたしました。〇人一致して特に問題ないことを確認いたしました。〇件目も同様に問題なしとのでございますので，よろしく願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま，地元の農業委員さんは，特段問題ないということですので。それでは，皆様方のほうから何かご意見，ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので，賛成の方は挙手をお願いします。

(委員〇〇名挙手)

会 長

ありがとうございました。賛成多数と認めまして，議案第3号，農地法第4条第1項の許可申請につきましては，原案のとおり決定をいたします。



定の案件でございます。本件の譲渡人と譲受人は実の親子の関係であります。借人である〇〇〇〇氏は、現在公務員であり〇〇〇町にてアパートを借りて家族〇で暮らしておりますが、子供の成長に伴い、今の住居では手狭になってきたことや、将来は実家の農業の手伝いもしていかなければならないことから、実家に隣接する本申請地に新居の建築を計画したとのことであります。本申請地は実家の隣であり、子どもが小さいうちは、子どもの面倒を両親にみてもらえることや、将来両親の面倒をみなければならなくなったときは、実家に隣接する本申請地は便利であることから計画地として選定したとのことであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡に、住宅〇棟平屋建〇〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。本申請地の西側は水路を挟んで市道〇〇〇線に面し、東側は両親の宅地に面し、南側は市道〇〇〇〇〇〇線に面している土地であり、書類等の不備も特にないことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は本年〇〇月〇日に農業振興地域からの除外の本協議を終えている第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件は公共工事による代替地への住宅建築の案件であります。譲受人の〇〇氏は現在〇〇町に居住しておりますが、住んでいる家が、県道の買収にかかり、道路用地として売却しなければならなくなったとのことであります。本人の意思に反して転居を余儀なくされたこともあり、譲受人はできれば長年生活してきた現在の住居からも近く、転居に伴う負担を少しでも減らしたいと考え、本申請地を代替地として選定し、本転用申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡に、住宅〇棟〇階建て〇〇〇〇〇㎡及びカーポート〇棟平屋建〇〇〇〇〇㎡の計〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。本申請にあたり、提出書類に特に不備もなく、隣接の農地関係者の調整も了していることなどから、特に問題はないと考えます。なお、本申請地は本年〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であり



本転用について、特に問題は無いと考えております。なお本申請地は本年〇〇月〇に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件の貸人と借人は親子の関係であります。本件の借人である〇〇〇〇氏は貸人の土地である〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇の土地の一部を借りて塾経営をしておりますが、保護者が生徒の送迎する際に駐車場が不足しているため、現在は隣接の市道の路上に駐車をするなどして、近隣の方々に迷惑をかけている状況であるとのことであります。借人が経営する塾は、講師〇名と送迎生徒が約〇〇人いるため、駐車場台数として〇〇台程度は必要であるとのことですが、塾の北側は父母の住宅があり駐車スペースがほとんどないこと、また周辺の土地は他人名義の土地のため、同意を得るのが困難であることから、実の親から土地を借りて塾の生徒の送迎のための駐車場とすることを計画し、本転用申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が雑種地である〇〇㎡の計〇〇〇㎡について、譲受人が経営する塾の駐車場として利用することを目的とし、転用申請するものであります。本申請にあたり、提出書類に特に不備もなく、隣接の農地関係者の調整も了していること、また本申請地の一部が雑種地として無断転用されておりますが、始末書にて反省の念を示していることから許可もやむを得ないと考えます。なお、本申請地の1筆である〇〇〇〇番〇は本年〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であり、もう1筆の〇〇〇〇番〇は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、貸人、〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、使用貸借権設定の案件でございます。本件は同議案の番号〇と関連しております。本件の貸人と借人は親子の関係であります。借人は現在〇〇〇町にて会社の社宅に家族〇で済んでいますが、子どもの成長に伴い、現在の住居が手狭になってきたので今般分家住宅の建築を計画し、父の所有地である本申請地に使用貸借権を設定する許可を得るため、転用申請をするものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡に，隣接の宅地等〇〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として，住宅〇棟平屋建〇〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。本申請にあたり，書類等の不備も特にないことから，本転用について，特に問題は無いと考えております。なお本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが，譲渡人，〇〇〇〇様，譲受人，〇〇〇〇様，所有権移転売買の案件でございます。本件は先ほど説明した同議案の番号〇と関連しております。譲受人は先に説明した新居を建築する計画を立てたところ，建築基準法上の道路に面していないため，本申請地を取得して接道義務を満たすため転用申請するものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，登記及び現況地目が田である〇〇㎡について，進入路として利用することを目的として転用申請するものであります。本申請にあたり，書類等の不備も特にないことから，本転用について，特に問題は無いと考えております。なお本申請地は本年〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇〇ですが，譲渡人，〇〇〇〇様，譲受人，〇〇〇〇様，所有権移転贈与の案件でございます。本件の譲渡人と譲受人は家族の関係であります。本件の譲受人である〇〇氏は，〇〇町にてアパートを借りて父母及び〇の家族〇４人で居住しておりますが，家族〇人が生活するには手狭であることから，一戸建て住宅を建築する候補地を譲受人の祖父である譲渡人の土地から探していたとのことですが，本申請地は祖父宅にも近く，且つ他の所有農地にも影響が少ないことから計画地として選定し，本転用申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡に，住宅〇棟〇階建て，〇〇〇〇〇㎡及びカーポート〇棟平屋建〇〇〇〇〇㎡の計〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。本申請にあたり提出書類に不備もなく隣接農地関係者との調整も了していることから特に問題は無いと考えます。なお，本申請地は本年〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は〇〇町に居住しており、〇〇歳と高齢であることや、本申請地は〇〇氏の自宅から少し離れているため、これまで利用権を設定して近所の人に耕作をしてもらっていたとのことであります。一方譲受人である〇〇〇〇株式会社は、〇〇〇市〇〇町に主たる事業所を置き、主に土木建築業を営んでおります。本計画が必要になった理由ですが、譲受人は市内で土地を借りて資材置場として利用していましたが、地主より土地の返還を求められたことから、新たな候補地を交通の便が良く一定規模を確保できるところで検討していたところ、本申請地は国道〇〇号に近く、県道に面しているため出入りもしやすく利便性が良いことや、その規模も妥当であったことから計画地として選定したとのことであります。そして今般譲渡人との話がまとまったことから、本転用申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇〇㎡を資材置場として利用することを目的として転用申請するものであり、提出書類等の不備も特になく、特に問題は無いと考えております。なお本申請地は本年〇〇月〇に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件は非農家の自己住宅の案件であります。譲受人の〇〇氏は現在〇〇町にてアパートを借りて妻と子どもの家族〇人で生活しておりますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、自己住宅を建築することを計画したとのことであります。本申請地を計画地として選定したのは、将来子育てと妻の両親の面倒を両立できてJR駅に近い場所で土地を探していたことと建築費用の借入の関係で土地の取得費用を抑える必要があったことから、親戚に相談したところ、本件の譲渡人を紹介されたとのことであります。本申請地は周囲が宅地化され、前面道路には下水道本管も設置されていることから、本申請地を選定し、本転用申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡に、住宅〇棟〇階建て〇〇〇〇㎡を建

築することを目的として転用申請するものであります。本申請にあたり、提出書類に特に不備もなく、隣接の農地関係者の調整も了していることなどから、特に問題はないと考えます。なお、本申請地は本年〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件は別の転用目的で昨年〇月の農業委員会定例会の議案第〇号の番号〇で一度お諮りいただき、県知事へは許可が相当との意見を添えて進達しましたが、その後、事業計画の変更により同年〇〇月に申請を取下げ、変更した計画にて許可申請をするものであります。譲受人の〇〇氏は株式会社〇〇〇〇の役員であり、父が経営している〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇店は、店舗敷地内で〇〇台分の駐車可能ですが、混雑時には1時間に〇〇人、一日〇〇〇人程の来客があり、駐車場が足りていない状況が続いているとのことであります。現在は〇〇台分の駐車場を借りていますが、従業員用として〇〇台分は確保しないといけないため、来客用としては不足している状態に変わりはない状態であるとのことです。このような事情から、以前に本申請地を駐車場として購入できないかを譲渡人に相談し、同意を得ておりましたが、今般農振除外等の手続き準備が整ったため、本転用申請をするものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡に、隣接の宅地〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として、駐車場として利用することを目的として転用申請するものであります。本申請にあたり、書類等の不備も特にないことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお本申請地は本年〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件は県道の拡幅工事に伴い、譲受人の母が居住する家を取り壊しとなるため、その立て替え地として現在の実家の南にある本申請地に新たな建物を建築することを目的として、申請する案件であります。譲受人は現在〇〇県で住んでいるため、新築する家には

譲受人の母が居住しますが、将来は譲受人の家族が居住する予定であるとのことであります。本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡に、隣接の宅地〇筆のうちの一部である〇〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として住宅〇棟平屋建〇〇〇〇〇〇㎡及び納屋〇棟平屋建〇〇〇〇〇㎡の計〇〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。本申請にあたり、書類等の不備も特にないことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇〇ですが、譲渡人、〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲受人の〇〇氏は建設業を営んでおり、現在は自宅に資材を置いていますが、手狭になったため、新たな資材置場が必要になったとのことであります。本申請地は譲受人の事業所を兼ねた住居の隣にあることから、今は自宅敷地に置いている事業で使う資材と一体で利用ができることから管理もしやすく計画地として選定し、今般地権者の同意を得られたため、本転用申請に及んだものであります。本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡に、隣接の宅地〇〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として、倉庫〇棟平屋建〇〇㎡を建設し、資材置場として利用することを目的とし、転用申請するものであります。本申請にあたり、書類等の不備も特にないことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は都市計画法上の用途区分が〇〇〇〇〇地域として定められている第〇種農地であります。

次に番号〇〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、〇〇〇〇様、譲受人、株式会社〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人の一人である〇〇氏は〇〇県に居住し、本申請地は〇年前に相続により取得したものであります。譲受人である株式会社〇〇〇は、〇〇市〇〇〇町に本店を置き、主に〇〇〇や〇〇〇〇〇製品の販売を事業として行っておりますが、事業所内に〇〇〇も併設しております。本計画が必要となった理由ですが、〇〇〇事業の拡大に伴い大型の機械を置く事務所や作業所が必要になり、それに伴い従業員も増やしていかなければならなくなったこと、また併設している〇〇〇に来る来客者用の駐車場も現

在の台数ではかなり手狭であることから、本計画を立てたものであります。本申請地は現在の事務所に近いため、作業用のパレットを置く場所としても利便性が良いことや、商品や素材の搬入にあたっては大型車がくるため、これまでは近隣の駐車可能な場所で待機してもらっていましたが、本転用により、大型車の駐車スペースも確保でき、規模的にも妥当であることから、本転用申請に及んだものであります。本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡及び同所〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇番、登記及び現況地目が田である〇〇〇〇㎡の計〇〇〇〇㎡に、隣接する宅地等〇〇〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として、事務所兼作業所〇階建て〇棟〇〇〇〇〇〇㎡、及び従業員や来客者用の駐車場として利用することを目的とし、転用申請するものであります。本申請地は、転用面積が1000㎡を超えているため、都市計画法第29条の開発行為の許可が必要な案件であります。開発許可申請については、現在、土木都市計画課と協議をすすめているとのことであります。また転用面積が2000㎡を超えているため、明日高松で開催される県の常設審議委員会にも諮る案件であります。本件はかなりの広面積の案件であるため、許可に至るまでにはいろいろと手続きがありますが、提出書類等の不備も特になくことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお本申請地は本年〇〇月〇に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇農地であります。

以上〇〇件、登記地目は、田が〇〇筆、転用面積は〇〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございます。ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号〇ですが〇〇〇町ですので、南光委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

南光委員

12月〇日に推進委員さんと〇名で現地確認をいたしました。特に問題は

無いと思いますので、よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇ですが、〇〇町ですので、大前委員か瀬川委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

瀬川会長職務代理者

先程の議案のものと一緒に現地確認をしました。特に問題はありませんので、よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。それでは〇番ですが、〇〇町ですので、宮崎委員さんか川田委員さんに意見をお聞きしたいと思います。

川田委員

〇番の案件ですが、12月〇〇日の日に農業委員、推進委員〇名で現地確認をいたしました。結果、何も問題無いと思いますので、よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇ですが〇〇町ですので、南光委員さん、よろしくお願いします。

南光委員

12月〇日の日に推進委員さん〇名で現地調査を行いました。特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇ですが〇〇町ですので、宮崎委員さん、よろしくお願いします。

宮崎委員

12月〇〇日の日に地元委員さん〇名で現地調査を行いました。別に問題無いと思いますので、よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇ですが、〇〇町ですので、大前委員か瀬川委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

瀬川会長職務代理者

これも12月〇日に現地確認をしました。特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇を飛ばして番号〇ですが、〇〇町でするので、宮崎委員さんにご意見をお聞きしたいと思ひます。

宮崎委員

12月〇〇日に現地確認をしました。特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

会 長

次に番号〇もお願ひします。

宮崎委員

先ほどのものと同様に特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇〇ですが、〇〇町でするので、大前委員さんにご意見をお聞きしたいと思ひます。

大前委員

12月〇〇日に現地確認をしました。特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇〇ですが、〇〇町でするので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思ひます。

穂山委員

12月〇〇日に推進委員さんも含めた〇名で現地確認をしました。別に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇〇ですが、〇〇町でするので、松本委員さんにご意見をお聞きしたいと思ひます。

松本委員

12月〇日に〇〇地区〇名で現地確認をしました。特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇〇ですが、〇〇地区ですので、簗内委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

竜川委員

12月〇日に〇名で現地確認をしました。特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇〇ですが、〇〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

原委員

12月〇日に〇名で現地確認をし、また申請者に会って話もしてきましたが、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇〇ですが、〇〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

南光委員

12月〇日に〇名で現地確認をしてきましたが、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇〇ですが、〇〇〇町ですので、〇〇委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

松本委員

先ほどと同じく〇〇地区〇名で12月〇日に現地確認をしてきましたが、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。また、本日の事務局との現地調査でも問題無いことを確認いたしました。

会 長

地元の委員さんは特に問題ないとのことであります。それでは全体の委員さんにお聞きします。何かご意見ご質問はありませんか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第5号と先ほど飛ばしました議案第4号番号〇についてを、議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についての説明した後に、議案第4号番号〇、農地法第5条第1項の規定による許可申請のご説明をいたしますので、〇件を一括してご審議願います。

まず、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、議案書の7ページで、〇件の案件でございます。本件の農地法第5条の規定による許可申請における香川県知事許可については、昭和〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇農B第〇(〇〇)〇〇号により、住宅用地、車庫兼物置用地で許可を受けて造成工事まで終了しており、昭和〇〇年〇〇月〇〇日付で、売買により旧譲渡人から旧譲受人へ、所有権の移転をしております。なお、当初、許可を受けた譲受人は、高齢になったことと県外に移住したこと等の事情により、計画を遂行していくことが困難となったため、承継するものであります。今回、香川県農地関係事務処理要領第3第1項第1号②により、農地転用許可処分後に、転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば、転用目的を実現できるものとして、許可に係る事業計画変更を希望している場合の規定により、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書の提出があったものであります。

次に、議案第4号番号7、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の4ページをご説明いたします。議案第4号番号〇であります。本件の譲受人である〇〇氏は、実家に近いところで住宅を建てる土

地を探していたところ、本申請地は実家の隣にあることから住宅を建てるには最適の土地であるため、譲渡人に相談したところ売買の話がまとまったため、申請地である〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目が畑である〇筆〇〇〇㎡について、譲渡人より譲受人へ、所有権移転を行い、非農家の自己住宅を建築するものであります。なお、申請地の北側は、市道〇〇〇〇〇〇〇線、西側は市道〇〇〇〇〇〇線、南側は譲受人の実家である宅地、東側も宅地であり、特に書類などの不備もなく本転用についての調整を了しておりますことから、特に問題はないと思われます。なお当該農地は、第〇種農地であります。

以上、登記地目は、畑が〇筆で〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明のありました案件について地元の農業委員にご意見をお聞きしたいと思ひます。〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思ひます。

森江委員

12月〇日に推進委員と〇人で現地確認を行ひした。畑なので隅の方にみかんが植わっており、横は両親の家であり何も問題は無いと思ひます。よろしくご審議お願いします。

会 長

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございませうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号番号〇及び議案第5号につきましては、原案のとおり決定をいたします。次に議案



遇があることなどで、この制度を利用するものです。

会 長

利用調整会議には近藤委員さんも立ち会われたとのことですが、何かご意見はないですか。

近藤委員

利用調整会議に立ち会いましたが、内容としては何も問題無いと思います。

会 長

それでは、賛成の方は挙手を願います。

(全委員挙手)

会 長

全員の挙手と認めまして、議案第6号は原案のとおり決定いたします。  
これで本日予定していました議案審議については、全て終了いたしました。  
ご協力ありがとうございました。他に皆様から全体を通して何かご質問等はございませんか。

(質問・意見無し)

会 長

ご質問等がないようですので、これで12月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 15時16分 終了